

2014年2月5日

都市基盤整備特別委員会資料

(市立病院整備に向けた検討)

野洲市政策調整部
企画調整課地域戦略室
(587-6141)

特別委員会等の審議事項とスケジュール

【審議事項】

(仮称) 野洲市立病院整備基本構想

【スケジュール】

- 平成25年12月26日 野洲市に必要と考えられる病院像
市立病院の必要性と可能性
- 平成26年 2月 5日 **市立病院開院までの医療サービス確保**
3月 7日 **(仮称) 野洲市立病院整備基本構想**
3月 **2月議会 本会議 市立病院関係予算**

【参考】

(仮称) 野洲市立病院整備基本構想検討委員会の検討スケジュール〔予定〕

- 平成25年11月26日 第1回検討委員会 野洲市民に必要と考えられる病院像の確定
- 平成25年12月17日 第2回検討委員会 野洲市民に必要と考えられる病院像の確定
病院の健全経営と活性化を進めるための提案
- 平成26年 1月14日 第3回検討委員会 市立病院開院までの医療サービス確保の検討
病院の健全経営と活性化を進めるための提案
- 平成26年 2月19日 第4回検討委員会 検討のまとめ
委員会終了後 委員会から市長に『提言』の予定

検討課題

◎市立病院開院までの医療サービス確保

- 医療サービス確保の選択肢
- 医療サービス確保の前提

▼ 市立病院開院までの医療サービス確保

◎選択肢（医療サービスを中断しないことを前提）


- ① 市が病院を新築するまでの間、野洲病院が医療サービスを継続
- ② 野洲病院施設を使用して、市が医療サービスを提供

① 野洲病院が医療サービスを継続

- ・市が病院を開設する条件として、新病院開院時に野洲病院は閉院となる。
- ・野洲病院の運営に対し、**補助金を継続する必要**がある。

② 市が医療サービスを提供

- ・市が現野洲病院施設を取得し、市立病院として医療サービスを提供。
- ・市が病院施設等を取得する過程で、同負債処理に大きく関与する必要がある。
- ・一時的に**多額な市の財政負担**が生じる可能性が高い。

- 
- * 新病院開院時に野洲病院が閉院することを前提に、開設許可を取得可能
 - * 野洲病院理事会で野洲病院閉院に向けた方向性を承認済



『「① 野洲病院が医療サービスを継続」を選択』

①、②のいずれを選択しても

『市貸付金の全額回収は極めて困難』 <下段参照>

◎市が関係している野洲病院負債等の推移

(単位:千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	備考
負債残高〔合計〕	1,318,551	1,090,391	874,141	662,923	470,071	
①福祉機構(施設)	177,480	138,040	98,600	59,160	19,720	損失補償対象 抵当権、根抵 当権設定 (市有地等)
②滋賀銀行(施設)	314,640	259,920	205,200	150,480	95,760	
③滋賀銀行(設備)	86,250	71,250	56,250	41,250	26,250	
④滋賀銀行(運転)	159,820	97,620	65,030	37,472	28,280	根抵当権設定
市貸付金	580,361	523,561	449,061	374,561	300,061	担保無
うち民間金融機関	738,190	566,830	425,080	288,362	170,010	①～④
うち損失補償対象	578,370	469,210	360,050	250,890	141,730	①～③
うち市補助金対象	492,120	397,960	303,800	209,640	115,480	① ②

※ 金額は、年度当初残高(元金のみ)を表示。短期、一時借入金は含まず。
 損失補償対象額(①～③)、元利償還補助対象額(①～②)には、相当の利息額が加算される。
 ①～③の借入金は平成31年度末、市貸付金は平成34年度末で完済の償還計画となっている。
 ①②に対する市補助金は、元利償還金の3/4相当額となっており、1年あたり約7500万円。
 病院開院時期等を考慮すると、**市貸付金の全額回収は極めて困難**

▼ 医療サービス確保の前提

○医療サービスの継続

- * 市が市立病院を整備するまで、野洲病院が医療サービスを継続
 - 医療サービスを継続するために、市の運営補助を継続
 - 市が市立病院を整備することを前提に、現在の野洲病院のスタッフはやりがいを持ち医療サービスの提供に従事。見込みがなかったら、多くのスタッフが離れ、病院が機能しない可能性がある。
- * 医療サービスの継続の方針
 - 市立病院を見据えた戦略的継続
 - 1) 診療科 2) 医療機器 3) 職員採用

○スタッフの確保

- * 滋賀医科大学、京都大学との連携による医師確保
- * 市立病院の職員は、すべて新規採用
- * 野洲病院の医療資源は有効活用する必要があるが、野洲病院の職員は、自動的に市立病院の職員にならない。
 - 野洲病院の閉鎖に伴い、その時点で退職となる。
 - 市立病院職員として公募する。

▼ その他

○ 駐車場

* 市立病院駐車場 約300台を想定

内 訳 (患者用100台 職員用200台)

* 整備費 130～150万円/1台当り
(用地取得費及び造成費は除く)



野洲駅南口周辺整備構想の中で共用駐車場として検討

資料編

検討委員会検討状況

▼ 野洲市民に必要と考えられる病院像

現時点の病院像として以下のとおり確認するが、現在、**国の医療政策の転換期**であるため、今後の動向を注視し、周辺医療環境の変化を見極めた上で、**基本計画策定時に柔軟に対応**していく必要がある。

① 病院の役割

- 中軽度の症状で入院が必要な市内患者への対応
- 大学病院などの急性期で重度な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割
- 在宅医療を推進する上で診療所等の後方支援の役割

② 主な医療機能と標榜診療科

- 回復期医療
- 在宅医療の後方支援機能
- 内視鏡及び糖尿病治療等に特化した専門医療の提供
- 対応可能な5疾病4事業
- 内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・泌尿器科・眼科・リハビリテーション科・人工透析・耳鼻咽喉科 等

③ 病床数

- 199床（一般病床99床、回復期病床50床、医療型療養病床50床）

④ 立地場所

- A候補地が望ましい <P. 7参照>

⑤ 医療施設のあり方

- 想定費用 約57億円

- * 用地取得費用及び造成費は除く

- * 基本・実施設計、監理費含む(建築工事費の5%程度)

- * 事務費含む(総事業費の2%程度)

- 施設等の設定

- ① 施設延床面積 14,925㎡ (75㎡/床)

- ② 建築単価 27万円/㎡

- ③ 建築面積(敷地面積) 4,400㎡ (5,500㎡)

- ④ 駐車場(立体駐車場) 300台 (100台/3,000㎡)

- ⑤ 医療機器 10億円

- ⑥ 情報システム構築費 3億5千万円

- ※ 特殊な医療機器は極力減らし、過剰設備にならないよう注意が必要

⑥ 運営形態 <比較表参照 P.8>

- 市立病院のスタート段階は、不測の事態に対する備えと経営の安定化を優先するため市が直接運営し、運営状況を見極めながら適切な改善を加える。

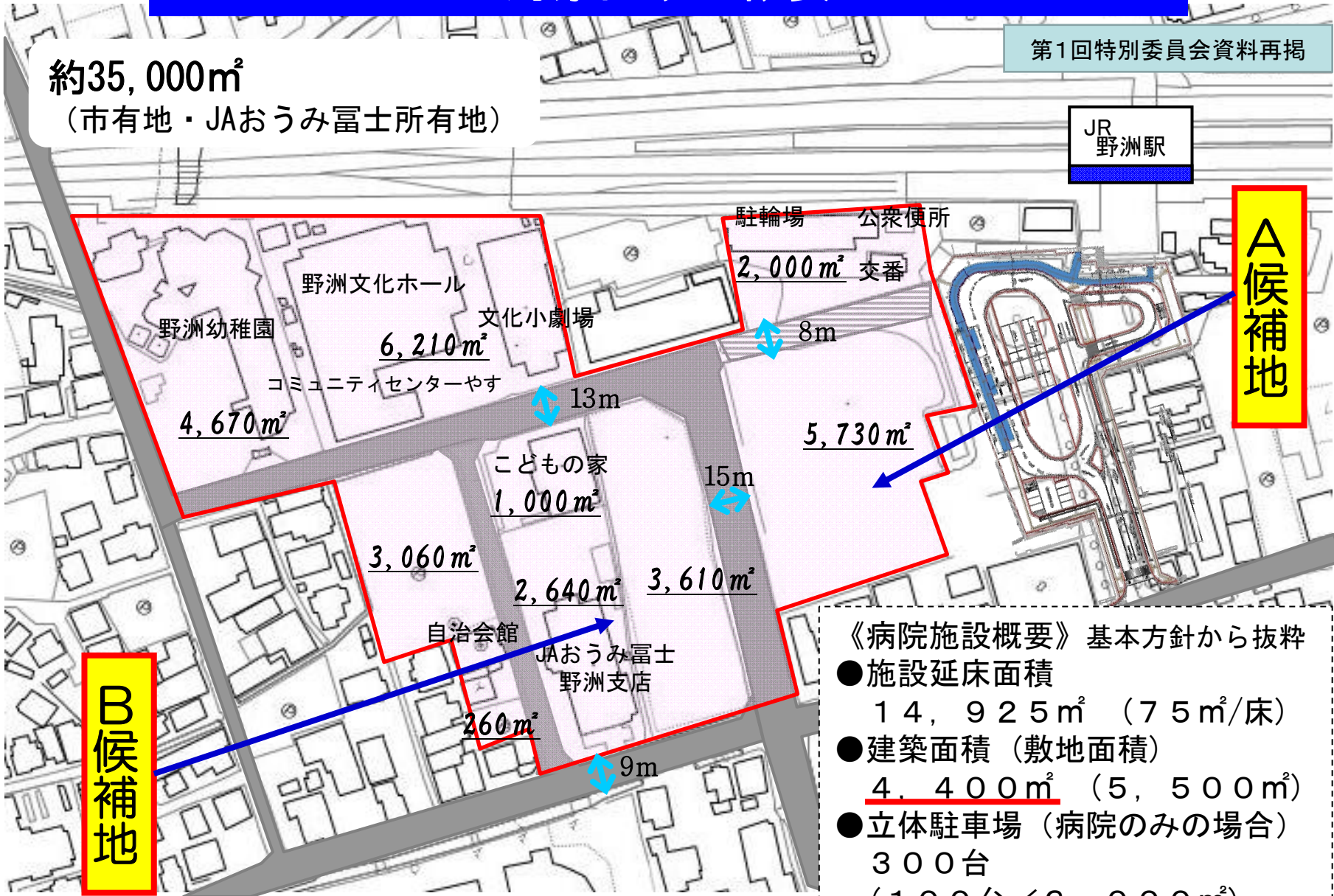
● 事業収支計画

- 別表参照 P.9

対象区域の概要

第1回特別委員会資料再掲

約35,000㎡
(市有地・JAおうみ富士所有地)



A
候補地

B
候補地

- 《病院施設概要》基本方針から抜粋
- 施設延床面積
14,925㎡ (75㎡/床)
 - 建築面積 (敷地面積)
4,400㎡ (5,500㎡)
 - 立体駐車場 (病院のみの場合)
300台
(100台 / 3,000㎡)

● 運営形態の選択肢と比較検討

～運営形態の選択肢～

◎市が直接運営(地方公営企業法の一部適用)	*市長が管理者
◎市が直接運営(地方公営企業法の全部適用)	*市長が管理者を任命
◎指定管理者制度による運営	*民間に運営委託
◎地方独立行政法人を設置して運営	*市が法人設置し運営

比較のポイント

- 市の医療政策を反映しやすい運営形態となっているか
- 経営の透明性、効率性、柔軟性が担保されているか
- 材料費及びその他経費を統計上の民間病院並みに調達することが可能な運営形態となっているか

《地方公営企業法の一部適用と全部適用》

- 地方公営企業法の一部適用
同法の財務規定のみ(経営の基本原則、特別会計の設置、経費分担の原則等)を適用
人事、予算などの決裁権限は市長に存在
- 地方公営企業法の全部適用
上記財務規定のみではなく、事業管理者の設置や組織、人事労務(職員の身分取り扱い)に関する規定など、同法の全部を適用
事業管理者に人事・予算等にかかる権限が付与され、自立的な経営が可能とされている

● 運営形態の方向性

それぞれの運営形態には一長一短あるため、「市の責任を持った病院事業への関与」と「医療環境の変化への即時的な対応」を総合的に考慮し、次の二つの運営形態を中心に比較検討が進められた。

◎市が直接運営(地方公営企業法の全部適用)

◎地方独立行政法人を設置して運営

検討の結果、市立病院のスタート段階は、不測の事態に対する備えと経営の安定化を優先するために市が直接運営し、運営状況を見極めながら適切な改善を加える方向性が出された。

※項目別比較

<一般的な事例>

市が直接運営(全部適用)

独立行政法人で運営

	市が直接運営(全部適用)	独立行政法人で運営
団体の性質	地方公共団体(市)の一部	独立した法人
経営の責任者	事業管理者(市長が任命)	理事長(市長が任命)
医療政策の反映	市の政策を直ちに反映	市が中期目標を設定 (中期目標に基づき、法人が中期計画を策定して運営)
透明性の確保	予算議決や決算認定など、 市民の代表である議会の意向が病院運営に反映 することができ、高い透明性を確保。	中期計画の進行管理や実績評価を外部機関(専門家による評価委員会を市が設置)から評価を受けることで、一定の透明性を確保。

組織	設置条例等で規定	法人で規定(理事長が決定)
職員定数	市の定数の範囲内	法人が設定(中期計画範囲内)
職員身分	地方公務員	非公務員型の選択が可能
職員給与勤務条件	独自の給料表設定が可能 (実態は市長部局との均衡を考慮し、市に準じるケースが多い)	法人の規定により設定 (能力に応じた給与や勤務条件を設定することが可能 となる)
人事異動	一般的には市長部局の異動サイクルと連動するため、 事務職員のスキルの蓄積が困難	法人の範囲内での異動となるため、 事務職員のスキルが蓄積 され、 専門性が発揮 されやすい
予算	予算単年度主義 (議会の議決が必要)	中長期的な予算編成が可能 (議会の議決は必要なし)
市の財政負担	地方公営企業法に基づく経費を一般会計から負担 (国の財政措置あり)	地方独立行政法人法に基づき、地方公営企業に準じた取り扱い (国の財政措置あり)
契約行為	事業管理者が契約 地方自治法の制限 がある。年度を超える契約は、一部の契約を除き債務負担行為が必要。随意契約の場合、金額の制限がある。	理事長が契約 複数年契約など、 多様な契約形態が可能 。また、個別交渉により、安価な仕入れや費用対効果が高い業務委託が可能となる。

○収支計画

* 野洲市新病院整備可能性に関する提言書(平成24年7月) (単位:百万円)

【収益的収支】		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目	15年目	20年目
病院事業収益 (a)		2,981	3,135	3,277	3,269	3,268	3,261	3,262	3,249
医業収益 (ア)		2,759	2,912	3,054	3,047	3,047	3,047	3,054	3,047
(内訳)	入院診療収益	2,026	2,176	2,316	2,310	2,310	2,310	2,316	2,310
	外来診療収益	572	572	572	572	572	572	572	572
	その他医業収益	161	163	165	165	165	165	165	165
医業外収益 (イ)		222	223	223	222	220	214	208	201
(内訳)	国交付金(利息分含)	201	201	201	200	200	197	194	191
	一般財源繰入金	21	22	22	21	20	17	14	10
病院事業費用 (b)		3,114	3,205	3,279	3,293	3,221	3,068	3,012	2,909
医業費用 (エ)		2,996	3,083	3,156	3,172	3,103	2,963	2,918	2,828
(内訳)	人件費	1,736	1,749	1,762	1,761	1,761	1,761	1,762	1,761
	材料費	394	416	437	436	436	436	437	436
	減価償却費	452	480	499	517	449	309	261	174
	その他経費	414	437	458	457	457	457	458	457
医業外費用(企業債利息等) (オ)		118	122	123	121	118	105	94	81
医業損益 (ア)-(エ)		△238	△171	△102	△124	△55	84	136	219
減価償却を除く		215	309	397	393	393	393	397	393
病院事業損益 (a)-(b)		△133	△70	△2	△24	47	193	250	340
減価償却前損益		319	410	497	494	495	502	511	514
累積損益 (病院開業前経費含む)		△146	△216	△219	△242	△195	596	1,794	3,485

(単位:百万円)

【資本的収支】		4年前	3年前	2年前	1年前	1年目	2年目	10年目	20年目
資本的収入	(c)	25	106	1,439	4,071	0	335	243	255
企業債		25	106	1,439	4,071		169	111	111
(内訳)	建設費等(開院前)	25	106	1,439	4,071				
	機器整備(開院後)						169	111	111
その他							166	132	144
(内訳)	国交付金(元金分)						75	59	65
	一般財源繰入金						91	73	80
資本的支出	(d)	65	106	1,439	4,071	0	501	375	399
建設改良費		65	106	1,439	4,071		169	111	111
企業債償還金(元金)							332	263	288
資本的収支 (c)-(d)	(e)	△40	0	0	0	0	△166	△132	△144
資金余剰(単年度)		△40	0	△1	△12	322	247	373	373
資金余剰(累積)		△40	△41	△42	△54	268	515	3,230	6,972

(再掲) 【一般財源繰入額】	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目	15年目	20年目
3条会計(収益的収支分)	21	22	22	21	20	17	14	10
4条会計(資本的収支分)	0	91	104	113	135	73	76	80
総 額	21	113	126	134	155	90	90	90
【参考】 交付金見込総額	201	276	286	293	311	256	256	256

注; 合計額など端数処理の関係で計算が合わないことがあります。
金額はシミュレーションであり、将来約束されたものではありません。

▼ 病院の健全経営と活性化を進めるための提案

《市立病院に対する市民の期待》

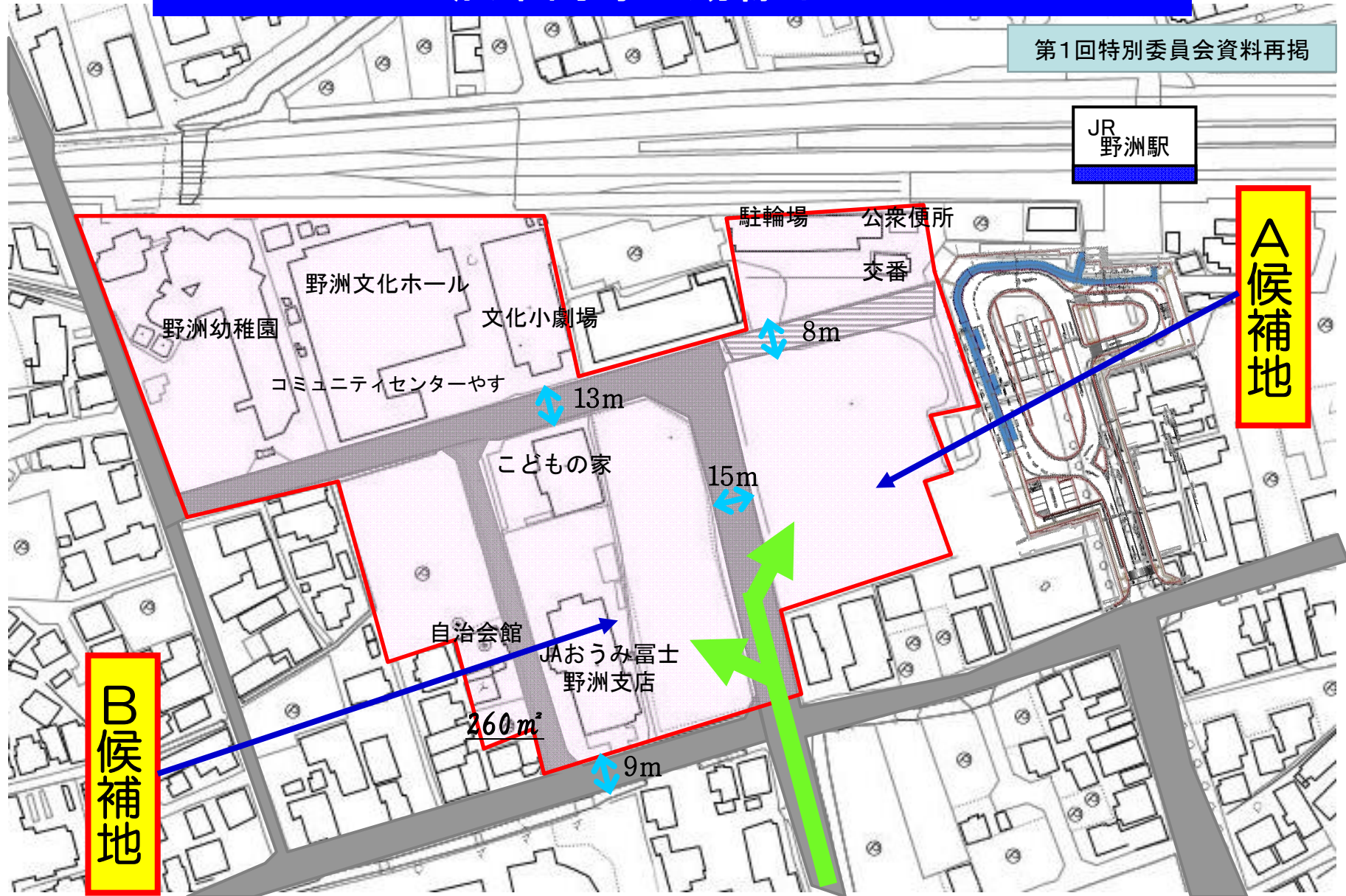
- ・特に若い世代が野洲市に定着するためにも、小児科や産婦人科などの不採算医療を守ってほしい。
- ・自分自身で健康を守っていくために健診事業を活用していきたい。
- ・市民の高齢化を見据え、高齢者が使いやすい病院としていくために、情報発信にも力を入れてほしい。
- ・高齢者に親切な病院であってほしい。また、女性専門外来など、女性が相談しやすい体制づくりが進むと利用しやすい。
- ・このまちで安らかに最期を迎えられることを望んでいる野洲市民は多いと思うので、その体制づくりの観点から、診療所や周辺病院との連携がしっかりとれるよう市立病院の役割として位置づけてほしい。

《専門的見地から》

- ・良い医療スタッフを集めるためには、良い職場環境づくりが必要である。特に女性スタッフが働きやすい環境づくりが重要です。
- ・野洲市に必要な病院を考慮すると、介護士なども必要となります。
- ・回復期医療に力を入れるとなると、PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)などのスタッフも必要となります。
- ・現在の野洲病院は、PT、OT、STが充実しているので、市立病院ができた時には活躍していただけたと思います。

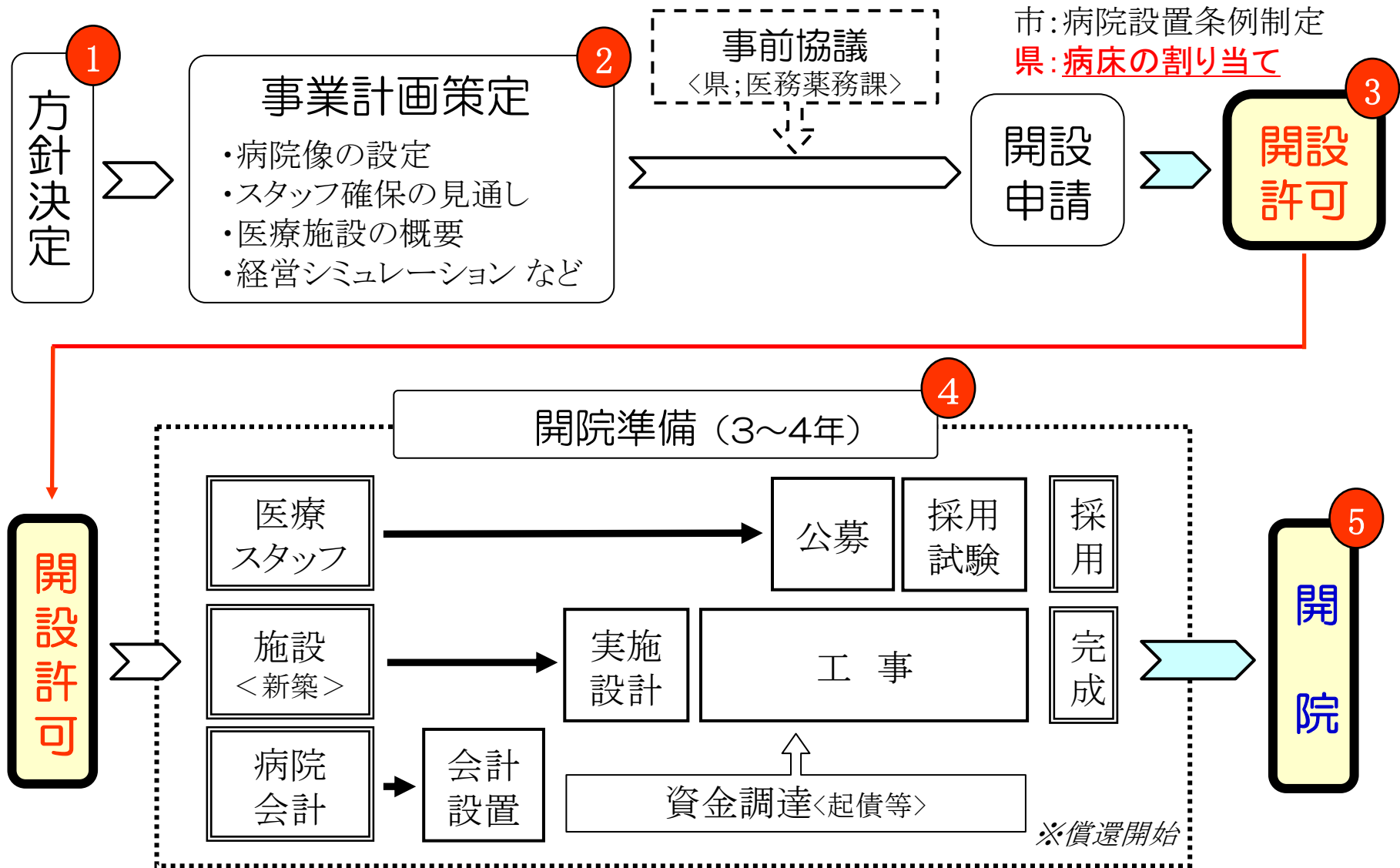
一般車両等の動線イメージ

第1回特別委員会資料再掲

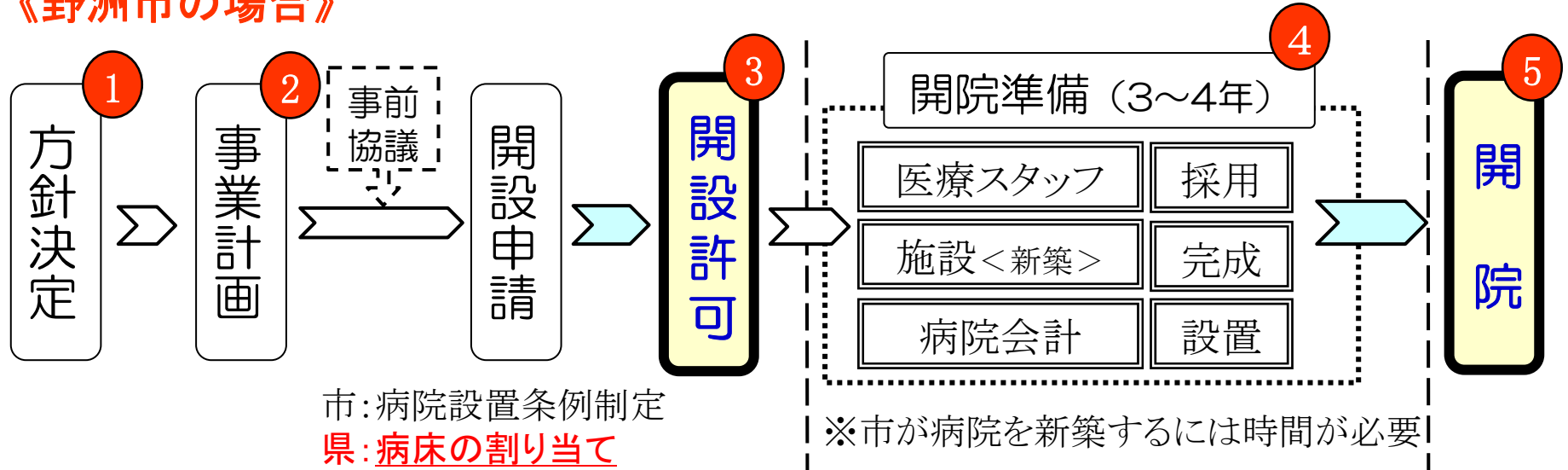


▼ 市立病院開院までの医療サービス確保

《病院開設までの一般的な流れ》



《野洲市の場合》



【選択の可能性】

